

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月5日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



